

## 第2章 様式関連

様式 2 - 1 府県気象情報

和歌山県気象警報・注意報（表形式）

令和 年 月 日 時 分  
和歌山地方気象台

（見出し）

- ：発表 ▼：警報から注意報 ○：継続 解：解除 ■：特別警報発表 □：特別警報継続 ◇：特別警報から警報 ▽：特別警報から注意報
- 注1) ↑ は、警報に切り替える可能性があることを示す。
- 注2) \* は、発表、警報から注意報、解除など発表状況の変化のほか、大雨警報の特に警戒すべき事項や警報に切替える可能性など警報・注意報の内容に変化があった市町村等及び区域、地域を示す。
- 注3) 大雨警報には、特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）を括弧内に示す。

天 気 予 報 区 域	地 域	市 町 村 等	警 報							注 意 報																
			大 雨	洪 水	暴 風	暴 風 雪	大 雪	波 浪	高 潮	大 雨	洪 水	強 風	風 雪	大 雪	波 浪	高 潮	雷	融 雪	濃 霧	乾 燥	な だ れ	低 温	霜	着 水	着 雪	
* 北部																										
* 紀北																										
		* 和歌山市																								
		* 海南市																								
		* 橋本市																								
		* 紀の川市																								
		* 岩出市																								
		* 紀美野町																								
		* かつらぎ町																								
		* 九度山町																								
		* 高野町																								
* 紀中																										
		* 有田市																								
		* 御坊市																								
		* 湯浅町																								
		* 広川町																								
		* 有田川町																								
		* 美浜町																								
		* 日高町																								
		* 由良町																								
		* 印南町																								
		* みなべ町																								
		* 日高川町																								
* 南部																										
* 田辺・西牟婁																										
		* 田辺市																								
		* 白浜町																								
		* 上富田町																								
		* すさみ町																								
* 新宮・東牟婁																										
		* 新宮市																								
		* 那智勝浦町																								
		* 太地町																								
		* 古座川町																								
		* 北山村																								
		* 串本町																								

和歌山県火災気象通報

通 年 番 号 第 号  
令和 年 月 日 時 分  
和歌山地方気象台

[全域/北部/南部] では火災の起こりやすい気象状態になっています。  
火の取り扱いには、十分な注意が必要です。

和歌山地方気象台 での昨日の最小湿度は パーセント  
実効湿度は パーセント  
潮岬特別地域気象観測所での昨日の最小湿度は パーセント  
実効湿度は パーセント でした。

和歌山地方気象台 での今後の最小湿度は パーセント  
実効湿度は パーセント  
潮岬特別地域気象観測所での今後の最小湿度は パーセント  
実効湿度は パーセント 以下の見込みです。

今後の最大風速は、和歌山地方気象台 では メートル  
潮岬特別地域気象観測所では メートル の見込みです。

様式 2 - 3 気象注意報・警報

令和 年 月 日 時 分 和歌山地方気象台発表

和歌山県の注意警戒事項

[和歌山県/北部/南部]では、.....に [警戒/注意] してください。

=====

由良町 [発表] ○○, ○○警報 ○○注意報 [継続] ○○警報 ○○, ○○注意報 [解除] ○○注意報

特記事項 ○○警戒 ○○注意

土砂災害 [警戒/注意] 期間 ○○から ○○まで

浸水 [警戒/注意] 期間 ○○から ○○まで

○時間最大雨量 ミリ

洪水 [警戒/注意] 期間 ○○から ○○まで

雪 [警戒/注意] 期間 ○○から ○○まで

山地 24時間最大降雪量 センチ

平地 24時間最大降雪量 センチ

風 [警戒/注意] 期間 ○○から ○○まで

ピークは○○

○の風

陸上 最大風速 メートル

海上 最大風速 メートル

波 [警戒/注意] 期間 ○○から ○○まで

ピークは○○

波高 メートル

雷 注意期間 ○○まで

高潮 [警戒/注意] 期間 ○○から ○○まで

ピークは○○

最高潮位 標高 ○. ○メートルの高さ

付加事項 .....



様式 2 - 4 災害概況即報及び被害状況即報

第 4 号様式 (その 1)  
(災害概況即報)

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	由 良 町
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所		発生日時		月 日 時 分							
被 害 の 状 況	人的 被害	死者	人	重傷	人	住家 被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
							一部破損	棟	未分類	棟		
	119番通報の件数											
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 設置状況											
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等 について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣 要請の状況											
	その他県又は市が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内)  
分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれて  
いない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）  
（被害状況即報）

1 / 2

市町村名		由良町		区分		被害			
災害名	災害名		田	流失・埋没	ha				
	報告番号	第 報		畑	冠水	ha			
( 月 日 時現在)			冠水		流失・埋没	ha			
	報告者名			そ	冠水	ha			
文教施設			箇所						
区分	被害	病	院	箇所					
			道	路	箇所				
人的被害者	死者	人	橋	り	ょう	箇所			
				行方不明者	人	河	川	箇所	
住家被害	負傷者	重傷	人	港	湾	箇所			
		軽傷	人	砂	防	箇所			
全壊	棟	世帯	人	清掃施設	箇所				
				が	け	崩	れ	箇所	
半壊	棟	世帯	人	鉄道不通	箇所				
				被	害	船	舶	隻	
一部破損	棟	世帯	人	水道	戸				
				電	話	回	線		
床上浸水	棟	世帯	人	電	気	戸			
				ガ	ス	戸			
床下浸水	棟	世帯	人	ブ	ロ	ク	塀	等	箇所
				罹	災	世	帯	数	世
非住家	公共建物	棟	人	罹	災	者	数	人	
				火	災	発	生	建	物
その他	棟			危	険	物	件		
				そ	の	他	件		

区 分		被 害		市 対 策 本 部 町 村 災 害	名 称	
公 立 文 教 施 設	千円				設 置	月
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円				
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
そ の 他	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円			119番通報件数	件	
災 害 の 概 況						
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等の記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## <災害即報記入要領>

### 1. 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### (1) 災害の概況

##### ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### イ 災害種別概況

(ア)風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ)地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、がけ崩れ等の概況

(ウ)雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ)火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ)その他これらに類する災害の概況

#### (2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### (3) 応急対策の状況

ア 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき自象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

イ 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

エ その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

## 2. 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

### (1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

### (2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (3) 災害の概況

災害の概況欄には、次の事項を記入すること。

#### ア 災害の発生場所

被害を生じた地域名

#### イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

#### ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

#### エ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

様式 2 - 5 被害状況報告及び附表・明細表

由良町

被害状況報告

概況	月	日	現在
中間	月	日	現在
確定	月	日	日

災害の種別	
発生年月日	
発生場所	

区分				被害	区分				被害	区分				被害	対応措置等										
人的被害者	死者	1	人	文教施設	全壊	30	箇所	農林水産業施設	農地	62	千円	町	の防災体制		発令	解除									
	行方不明	2	人		半壊	31	箇所		農業用施設	63	千円		災害警戒本部体制												
	負傷者	重傷	3		人	その他	32		箇所	林業用施設	64		千円	災害本部対策	1号										
		軽傷	4		人	(計)	33		箇所	共同利用施設(農林)	65		千円		2号										
住家被害	全壊	5	棟	農地被害	流失埋没	34	ha	農林水産業施設	共同利用施設(水産)	66	千円	町	の水防体制		発令	解除									
		6	世帯		冠水	35	ha		(計)	67	千円		水体防配備	1号											
		7	人		流失埋没	36	ha		道路	68	千円			2号											
	半壊	8	棟	畑被害	冠水	37	ha	土木施設	橋りょう	69	千円	災害対策本部	設置												
		9	世帯		畦畔	38	箇所		河川	70	千円		解散												
	一部破損	10	人	農林水産業施設	一般林地	39	箇所	土木施設	海岸	71	千円	災害適用救助町村名	計	団体											
		11	棟		農業用施設	40	箇所		港	砂防	72		千円	避難	命発令	勸告									
		12	世帯		林業用施設	41	箇所			(計)	73		千円				市	町	村						
	床上浸水	13	人	農林水産業施設	共同利用施設(農林)	42	箇所	土木施設	漁港	74	千円	公	共	同	公	司				企	業				
		14	棟		共同利用施設(水産)	43	箇所		病	院	76						千円	公	社			81	千円		
		15	世帯		道路	44	箇所																	水	道
	床下浸水	16	人	土木施設	橋りょう	45	箇所	土木施設	(計)	75	千円	市	町	村	83	千円									
		17	棟		河川	46	箇所		公	共	施						設	84	千円						
		18	世帯		海岸	47	箇所													公	共	施	設	85	千円
	被災者	19	人	土木施設	港湾	48	箇所	土木施設	公共施設被害数	85	団体	公	共	施	設	86	千円								
		世帯	20		世帯	砂防	49		箇所	土木施設	土木施設							87	千円	公	共	施	設	88	千円
			21		人	漁港	50		箇所																
	非住家	公	共	建	物	衛生関係施設	病院	51	箇所	土木施設	土木施設	91	千円	公	共	施	設	92	千円						
							水道	52	箇所											土木施設	土木施設	93	千円		
市		町	村	(計)	26	棟	商工関係	54	箇所	土木施設	土木施設	94	千円	公	共	施	設	95	千円						
																				全壊	22	棟	土木施設	土木施設	96
全		壊	23	棟	交通通信被害	鉄道不通	56	箇所	土木施設	土木施設	97	千円	公	共	施	設	98	千円							
						半壊	24	棟											土木施設	土木施設	99	千円			
市	町	村	(計)	25	棟	その他	船舶被害	57	隻	土木施設	土木施設	100	千円	公	共	施	設	101					千円		
							全壊	27	棟										土木施設	土木施設	102	千円			
全	壊	28	棟	その他	停電被害	59	軒数	土木施設	土木施設	103	千円	公	共	施	設	104	千円								
					半壊	29	棟											土木施設	土木施設	105	千円				
全	壊	29	棟	その他	ガス被害	60	軒数	土木施設	土木施設	106	千円	公	共	施	設	107	千円								
					(計)	29	棟											土木施設	土木施設	108	千円				
全	壊	29	棟	文教施設	文教施設	61	千円	土木施設	土木施設	109	千円	公	共	施	設	110	千円								
					(計)	29	棟											土木施設	土木施設	111	千円				
全	壊	29	棟	被害総額	92	千円	被害総額	92	千円	被害総額	92	千円	被害総額	92	千円	被害総額	92					千円			

報告者		庁内電話	
-----	--	------	--

## <被害状況報告記入要領等>

### 1. 被害状況報告の記入要領等

- (1) 上欄の月日、現在、災害の種別、発生日、発生場所について記入し、災害の種別については「2の(2)アa発生要因」を参照し記入する。
- (2) 報告書区分番号1～92の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。  
(注) 報告書区分番号80公営企業とは病院を除く公営企業をいう。
- (3) 災害対策課へ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表1～附表10を提出する。
- (4) 附表1～8、附表10の記入については、各市町村毎に、小計を記入すること。土木施設関係については、附表5の1市町村分、附表5の2県分を記入し、被害状況報告に合計を記入する。
- (5) 附表9については報告書の区分79～81に対する附表であること。
- (6) 附表に記入したものについて明細表1～7に該当するものについては、それぞれ明細表を添付し提出すること。
- (7) 確定報告にあつては、本庁主務課で関係各省庁へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

### 2. 被害状況報告及び附表記入概況表

	福祉保健	総務	教育	農林水産	商工観光労働	県土整備	環境生活	企画	危機管理
町主務課	住民福祉課	総務政策課	教育課	産業振興課	産業振興課 観光推進室	地域整備課	住民福祉課	総務政策課	総務政策課
被害状況報告 区分欄の番号	1-21 27-29 51 76	22-26 30-33 59	30-33 61	34-43 62-66 81 86-89	54 80 90	44-50 55 68-74 81	52, 53 77, 78	56 81	57-60
附表	1.6	2.9	2	3.4.5.9	3.4	5.7.9	6	7.9	

- ① 57、船舶被害については水産振興課、海上保安庁、58、通信被害についてはN T T、59、停電被害については関西電力送配電からのものを取りまとめる。
- ② 観光関係については90に記入する。

附表1 (民生関係)

項 目		被 害 数	区分番号	
人 の 被 害 者	死 者		1	
	行 方 不 明		2	
	負 傷 者	重 傷		3
		軽 傷		4
		(計)		
住 家 の 被 害	全 壊	棟	5	
		世 帯	6	
		人	7	
	半 壊	棟	8	
		世 帯	9	
		人	10	
	一 部 破 損	棟	11	
		世 帯	12	
		人	13	
	床 上 浸 水	棟	14	
		世 帯	15	
		人	16	
	床 下 浸 水	棟	17	
		世 帯	18	
		人	19	
	り 災 者	世 帯		20
		人		21
	非 住 家 の 被 害	全 壊		27
		半 壊		28
救 助 法 適 用 状 況				



附表2 (教育関係)

項		目	被 害 数	区分番号
高 校	箇	全 壊		
		半 壊		
	所	そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
中 学 校	箇	全 壊		
		半 壊		
	所	そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
小 学 校	箇	全 壊		
		半 壊		
	所	そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
盲学校・ろう学校・ 看護学校・幼稚園	箇	全 壊		
		半 壊		
	所	そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
計	箇	全 壊		30
		半 壊		31
	所	そ の 他		32
		(計)		33
	被害額 (千円)			61

附表3 (農林水産施設関係)

項 目			被 害 数	区分番号	
農 地	田	流失	ha		34
		埋没	被害額 (千円)		62
		冠水	ha		35
	畑	流失	ha		36
		埋没	被害額 (千円)		62
		冠水	ha		37
畦 畔		箇 所			38
		被害額 (千円)			
農業用施設		箇 所			40
		被害額 (千円)			63
林業用施設		箇 所			41
		被害額 (千円)			64
一般林地		箇 所			39
		被害額 (千円)			64
共同利用施設 (農林)		箇 所			42
		被害額 (千円)			65
共同利用施設 (水産)		箇 所			43
		被害額 (千円)			66
計		箇 所			
		被害額 (千円)			67

附表4の1 その他（農産・林産・畜産・水産・商工・その他）関係

項 目		被 害 数	区分番号
農 産 被 害	農 産 物	被害額（千円）	86
	施 設	被害額（千円）	
林 産 被 害	林 産 物	被害額（千円）	87
	施 設	被害額（千円）	
畜 産 被 害	畜 産 物	被害額（千円）	88
	施 設	被害額（千円）	

附表4の2 その他（農産・林産・畜産・水産・商工・その他）関係

項 目		被 害 数	区分番号
水 産 被 害	水 産 物	被害額（千円）	89
	施 設	被害額（千円）	
商 工 被 害		被害額（千円）	90
そ の 他		被害額（千円）	91
計		被害額（千円）	

附表5の1 (土木施設関係) 市町村分

項 目		被 害 数	区分番号
道 路	箇 所		44
	被害額 (千円)		68
橋 り よ う	箇 所		45
	被害額 (千円)		69
河 川	箇 所		46
	被害額 (千円)		70
海 岸	箇 所		47
	被害額 (千円)		71
港 湾	箇 所		48
	被害額 (千円)		72
砂 防	箇 所		49
	被害額 (千円)		73
漁 港	箇 所		50
	被害額 (千円)		74
計	箇 所		
	被害額 (千円)		75

附表5の2 (土木施設関係) 県分

項 目		被 害 数	区分番号
道 路	箇 所		44
	被害額 (千円)		68
橋 り よ う	箇 所		45
	被害額 (千円)		69
河 川	箇 所		46
	被害額 (千円)		70
海 岸	箇 所		47
	被害額 (千円)		71
港 湾	箇 所		48
	被害額 (千円)		72
砂 防	箇 所		49
	被害額 (千円)		73
漁 港	箇 所		50
	被害額 (千円)		74
計	箇 所		
	被害額 (千円)		75
がけ崩れ	(箇所)		55

附表6 (衛生施設関係)

項 目			被 害 数	区分番号
公 立 病 院	箇 所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
私 立 病 院	箇 所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
病 院 計	箇 所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		
	被害額 (千円)			
水 道	箇 所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		52
	被害額 (千円)			
清 掃 施 設	箇 所	全 壊		
		半 壊		
		そ の 他		
		(計)		85
	被害額 (千円)			

附表7 (交通通信関係)

項 目		被 害 数	区分番号
がけ崩れ (市町村分のみ記入) (箇所)			55
鉄 道 不 通	J R (箇所)		56
	私 鉄 (箇所)		56
船 舶 被 害	沈 没 (隻)		57
	座 礁 (隻)		57
通信被害 (回線)			58

附表8 (消防関係)

項 目		被 害 数
災害対策本部設置の有無		
避 難 勸 告 令 状 の 状 況	件	
	世 帯	
	人	
消 防 活 動 機 関 の 状 況	消防職員 (人)	
	消防団 (数)	
	消防団員 (人)	
備 考		

# 被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在  
 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分  
 災害名

施設名	建物(棟)			施設 (箇所)	被害額 (千円)	備考
	全壊	半壊	その他			
合計						
区分番号	22	23			79, 80, 81	

(注) 対象は下記以外の県施設

文教施設→公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設→農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの

土木施設→公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの



附表10 (市町村公共施設関係)

公立文教施設、農林水産施設、土木施設、病院、  
水道施設、清掃施設を除く

項 目			被 害 数	区分番号
被 害 箇 所	建 物	全 壊		24
		半 壊		25
		そ の 他		
	施 設			
被害額 (千円)				82
備 考				

明細表 1 民生関係

概況 年 月 日 時 分現在  
 被害状況報告 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分  
 (死者または行方不明者分) 災害名

市町村名	死亡又は行方不明者の別	氏名	性別、年齢、職業			住所	原因
死亡計							
行方不明計							

明細表 2

概況 年 月 日 時 分現在  
 被害状況報告 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分  
 災害名

市町村名	床上浸水	床下浸水	世帯数	主たる被災地(字名)	原因
計					

明細表 3 教育関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在  
 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分

災害名

区分		市町村名			
学 校	全 壊	校 数			
		学 校 名			
	半 壊	校 数			
		学 校 名			
文 化 財 建 造 物	全 壊	棟 数			
		名 称			
	半 壊	棟 数			
		名 称			
臨 時 休 校 を し た 学 校	小 学 校	校 数			
		学 校 名			
	中 校 校	校 数			
		学 校 名			
	高 等 学 校	校 数			
		学 校 名			
計					

明細表 4 公共施設関係

被害状況報告

概況 年 月 日 時 分現在  
 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分

災害名

市町村名	区分	県庁舎		役場庁舎		公立病院		公立診療所		し尿処理施設		ごみ処理施設	
		棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額
	全 壊												
	半 壊												
	その他												
	名 称												

明細表5 道路、河川関係

被害状況報告  
 概況 年 月 日 時 分現在  
 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分  
 災害名

河川路線名	区分	位置		種類	延長中員	復旧金額	内応急額	堤防高	今回水位	備考
		市町村	大字							

明細表6 急傾斜地、山地関係

被害状況報告  
 概況 年 月 日 時 分現在  
 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分  
 災害名

区分	市町村名	区分				備考
		地区名	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	住家の被害(戸)	

明細表7 農作物関係

被害状況報告  
 概況 年 月 日 時 分現在  
 中間 年 月 日 時 分現在  
 確定 年 月 日 時 分  
 災害名

区分	市町村名					
水	冠水	ha				
		ton				
		千円				
	倒伏	ha				
		ton				
		千円				
稲	埋没・流失	ha				
		ton				
		千円				
果	みかん	ha				
		ton				
		千円				
	柿	ha				
		ton				
		千円				
	桃	ha				
		ton				
		千円				
樹	梅	ha				
		ton				
		千円				
その他	ha					
	ton					
	千円					
そさい	その他	ha				
		ton				
		千円				
	その他					

別表 被害状況認定及び報告書記入の基準

(その1)

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流失)	5~7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半壊)	8~10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	11~13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14~16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	17~19	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
罹災者	罹災世帯	20	災害により被害を受け、通常的生活を維持することが出来なくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	罹災人員	21	罹災世帯の構成人員をいう。
非住家被害	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22~26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他建物	27~29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物(全壊、半壊したもののみ)をいう。
文教施設	文教施設	30~33	小学校、中学校、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊、半壊は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失 埋没	34~37	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34~37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41林業用施設、44~50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のもの。

(その2)

被害の種類		報告番号	基準
農林水産施設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生関係施設	病院	51	公衆又は、特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）。
交通・通信	がけ崩れ	55	崩土等により通行止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能になった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62～67	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68～75	44～50に該当するものの被害額をいう。
その他公共施設	病院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、企業局、公社）市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
その他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商工被害	90	54に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61～90の各項に該当しないものをいう。

様式 2-6 参集途上における被害状況報告

参集途上における被害状況報告

整理番号 ー

参集施設	
参集日時	年 月 日 時 分より 時 分まで
所属・氏名	災害対策本部 部 班・氏名
参集ルート	出発地 ( ) 経由地 ( ) 参集地
各施設の被害状況等	
<input type="checkbox"/> 救出・ 応急救護の状況	
<input type="checkbox"/> 建物等の 崩壊・損傷状況	
<input type="checkbox"/> 火災発生、延焼 消防活動の状況 (阻害要因)	
<input type="checkbox"/> 道路・鉄道等 交通施設の状況	
<input type="checkbox"/> ライフライン (水道・ガス・ 電気等) の状況	
<input type="checkbox"/> 避難所等の 状況	
<input type="checkbox"/> 必要な対策等 (物資・資材含む)	
<input type="checkbox"/> そ の 他	

様式 2-7 相談連絡票

相 談 連 絡 票

整理番号 ー

<input type="checkbox"/> (受付日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (受付者)	
■ 相 談 者 ( <input type="checkbox"/> 来庁 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 )	
氏 名	
連 絡 先	1 住 所 丁目 番 号 内・付近
	2 電 話
■ 相談内容	
い つ	月 日 午前・午後 時 分
ど こ で	1 連絡先と同じ
	2 住 所 丁目 番 号 内・付近
	3 目 標 物
な に が ど う し た	<input type="checkbox"/> 救命・救助 <input type="checkbox"/> ライフライン(上下水道、電気、ガス) <input type="checkbox"/> 給付・貸付
	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 住宅
	<input type="checkbox"/> 住家等被災判定調査 <input type="checkbox"/> ごみ・がれき・消毒 <input type="checkbox"/> その他
----- ----- -----	
▼ 引継事項	* 担当者が記入
..(内 容)----- ----- -----	
● 処理内容	* 処理担当部が記入
(担 当 部)	(担当者)
(処理日時) 月 日 午前・午後 時 分頃	
(処理内容)	
----- ----- -----	
* 処理済み後は災害対策本部へ連絡	



様式 2 - 8 動員報告書

動 員 報 告 書

整理番号 一  
年 月 日

災害対策本部

部長 様

災害対策本部 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 班

班長名 \_\_\_\_\_

1. 発令年月日 ; \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 \_\_\_\_時 \_\_\_\_分

2. 動員状況

連番	平常時における名称 課等	職員コード	氏 名	参集時刻	区 分
1				時 分	
2				時 分	
3				時 分	
4				時 分	
5				時 分	
6				時 分	
7				時 分	
8				時 分	
9				時 分	
10				時 分	
11				時 分	
12				時 分	
13				時 分	
14				時 分	
15				時 分	
16				時 分	
17				時 分	
18				時 分	
19				時 分	
20				時 分	
21				時 分	
22				時 分	
23				時 分	
24				時 分	
25				時 分	
26				時 分	
27				時 分	
28				時 分	
29				時 分	
30				時 分	
合 計 ( 人 )				月 日 時 分	
内平常業務従事職員 ( 人 )				現 在	

- (注) 1. 時間については、「24時間制」で記入する。  
2. 区分欄については、平常業務従事職員は「○」印を記入する。

様式 2-9 勤務状況票

勤務状況票

※報告先 総合調整部連絡調整班

No	部・班名(補職)	氏名	災害名	出勤日			月	日	報告者	氏名	部	班	備考
				従事時間	従事内容	備考							
1			従事時間 時 分 時 分	従事内容	備考								
2			時 分 時 分										
3			時 分 時 分										
4			時 分 時 分										
5			時 分 時 分										
6			時 分 時 分										
7			時 分 時 分										
8			時 分 時 分										
9			時 分 時 分										
10			時 分 時 分										

(注1) 班単位に1日1枚ずつ作成すること。

(注2) 従事内容は、具体的に記述すること。

(注3) 時刻表示は、24時間制とすること。

(注4) 町職員以外の場合は、その旨を備考欄に記入すること。

## 様式 2 - 10(1) 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）における、乙の甲に対する災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定の締結により、平成 16 年 9 月 9 日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」はその効力を失う。

### （応援の要請）

第 1 条 甲は、大規模災害時において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）による応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を記載した建設資機材等応援要請書（様式 1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 業務内容
- (3) 応援を必要とする日及び場所
- (4) 現地連絡責任者
- (5) その他必要な事項

### （要請する業務）

第 2 条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (2) 大規模災害時における道路、河川、港湾等の公共施設の被災に伴う応急復旧作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

### （協力の実施）

第 3 条 乙は、甲から第 1 条の規定による要請があったときは、直ちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した建設資機材応援受諾書（様式 2）により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施会員
- (2) 業務内容
- (3) 日及び場所
- (4) その他必要な事項

2 実施会員は、速やかに現地連絡責任者と協議の上、業務を実施するものとする。

3 乙は、甲から第 1 条の規定により建設資機材等による応援要請があったときは、特別の

理由がない限り、建設資機材等を甲に提供し、応援するものとする。

(業務報告)

第4条 実施会員は、前条の規定に基づく業務が完了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した建設資機材等使用報告書(様式3)を現地連絡責任者に提出するものとする。ただし、文書をもって提出することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の車種、台数、人員等
- (2) 業務案内及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他の必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請による業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 現地連絡責任者等は、実施会員が業務を実施した場合、速やかに業務の内容を精査するものとする。

(損害に係る必要経費の負担)

第6条 甲の要請による業務の実施により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和39年和歌山県条例第27号)を適用する。

(災害発生時の情報の提供)

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に入手した各種被害情報を積極的かつ速やかに甲に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課長、乙においては社団法人和歌山県建設業協会専務理事とする。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成24年3月19日から適用する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成24年 3月19日

(甲) 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(乙) 社団法人 和歌山県建設業協会  
会長 矢 部 幸 雄

## 様式 2-10(2) 「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づく確認書

この確認書は、和歌山県（以下「甲」という。）と社団法人和歌山県建設業協会（以下「乙」という。）が平成24年3月19日に締結した「大規模災害時における応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づく業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものである。

### 第1 応援の要請（協定書第1条関係）

- (1) 甲が、応援を要請することができる「大規模災害時」とは、震度6弱以上の地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合等で、和歌山県災害対策本部が設置された災害時をいう。
- (2) 協定書第1条に規定する応援の要請に係る事務は、甲の各振興局建設部長、南紀白浜空港管理事務所長、和歌山下津港湾事務所長（以下「建設部長等」という。）と当該建設部等の所管する地域内に置かれた第3項第3号で定めるブロック長の間で処理するものとする。

建設部長等は、乙の協力が必要と判断し、協定書第1条に規定する建設資機材等応援要請書により当該ブロック長に直接要請した場合は、速やかにその旨を県土整備部県土整備政策局技術調査課長（以下「技術調査課長」という。）に報告するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、地域内が壊滅的な被害を受けたことにより当該地域の協会の活動が困難となった場合など、広域的な応援が必要である場合は、協定書第9条に規定する連絡責任者の間で応援の要請に係る事務を処理するものとする。

### 第2 要請する業務（協定書第2条関係）

協定書第2条第2号で規定する「応急復旧作業」とは、緊急輸送道路の交通の確保及び公共施設の被災による二次災害防止のための必要かつ最小限の作業をいう。

### 第3 協力の実施（協定書第3条関係）

- (1) 乙は、協会員の中から「協定書」に賛同した協会員（以下「災害応急対策協力者」という。）の名簿（別紙様式1）及び各災害応急対策協力者の「建設機械・資機材等報告書」（別紙様式2）をとりまとめて、甲に報告するものとする。
- (2) 乙は、前号に規定する「災害応急対策協力者名簿」及び「各災害応急対策協力者の建設機械・資機材等報告書」記載事項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (3) 乙は、あらかじめ「災害応急対策協力者」の所在地や編成人員等の機動力を勘案の上、県内を各ブロックに分割し、それぞれブロック長を定めておくものとする。
- (4) 乙は、速やかな協力要請の伝達や情報共有のため、あらかじめブロック長等を定めた緊急連絡体制表（別紙様式3）を作成し、毎年7月1日に甲に報告するものとする。

- (5) 乙は、前号の緊急連絡体制表に変更があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (6) ブロック長等は、第1項第2号の規定により、建設部長等から直接要請を受けた場合は、協定書第3条の規定に基づき、直ちに業務を実施する実施会員（以下「実施会員」という。）を決定のうえ、建設部長等に回答するものとする。
- (7) 実施会員は、当日の作業終了後、災害応急対策業務の進捗状況等を現地連絡責任者に報告するものとする。

#### 第4 業務報告（協定書第4条関係）

実施会員は、協定書第4条に基づく建設資機材等使用報告書（様式3）に作業内容（着手前、作業中、完成、使用した資機材等）が判別できる写真、図面等積算に必要な資料を適宜添付し現地連絡責任者に提出するものとする。

#### 第5 経費の負担（協定書第5条関係）

建設部長等は、災害発生等における甲の積算基準に基づき費用を算出し、実施会員と請負契約を締結するものとする。ただし、単価契約等で別に契約を締結した業務に含まれるものについてはその契約によるものとする。

なお、これによりがたい場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

#### 第6 災害補償（協定書第7条関係）

- (1) 応急対策業務に従事する者は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意を払わなければならない。
- (2) 実施会員は、社員を応急対策業務に従事させる場合は、補償保険制度等の活用を諮る等、万一の事態に備えなければならない。

この確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成24年 3月19日

(甲) 和歌山県県土整備部県土整備政策局

課 長 鉄 尾 義 治

(乙) 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目1-8  
社団法人 和歌山県建設業協会

専務理事 浅 田 殊 彦

様式 2-11 緊急通行車両事前届出書

別記様式第 1 号

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用  緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書  <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 和歌山県公安委員会 殿  <div style="text-align: center;">届出者住所</div> <div style="text-align: center;">(電話)</div> <div style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">⑩</span></div>	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）	
使 用 者	住 所  ( ) 局 番
	氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する 書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。



資料 2-12 緊急通行車両事前届出済証

第	号
災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両事前届出済証	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する	
年 月 日	
和歌山県公安委員会	
(印)	

(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、和歌山県公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

- (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
- (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。



様式 2-14 緊急通行車両確認証明書

別記様式第 4 (第 6 条関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。



The image shows a rectangular sign template with a thick black border. On the left side, the number '15' is written vertically. At the top left, the text '登録(車両)番号' (Registration (Vehicle) Number) is written in black. To its right is a white rectangular box for the number. In the center, the large characters '緊急' (Emergency) are written in black, with a stylized, multi-lobed leaf-like graphic behind them. At the bottom left, the text '有効期限' (Validity Period) is written in black. To its right are four white rectangular boxes for the year, month, and day, with the characters '年', '月', and '日' (Year, Month, Day) placed between them. At the bottom center, the number '21' is written.

- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

1. 注意事項
  - (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
  - (2) 確認された日時が過ぎたときは、はやく警察へかえすこと。
2. 通行を確認する条件
  - (1) 上記の注意事項を必ず守ること。
  - (2) 通行の確認をうけた目的以外の場合に通行しないこと。
  - (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

様式 2-16 規制対象除外車両通行申請書

別記様式第 2 号

年 月 日			
<p>規 制 対 象 除 外 車 両 通 行 申 請 書</p> <p>和歌山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: right;">電 話 (      ) 局 番</p>			
指定を受けようとする車両の種類及び登録番号	車種  登録番号		
車両の使用者	住 所		
	氏 名		
運 行 目 的			
運 行 日 時			
運 転 者			
運 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式 2-17 規制対象除外車両通行証明書

別記様式第3号

第	号	年 月 日		
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">規 制 対 象 除 外 車 両 通 行 証 明 書</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">和歌山県公安委員会</p>				
番号標に表示されている番号				
運行の用途				
使用 者	住 所	(     ) 局 番		
	氏 名			
運 行 日 時				
運 行 経 路		出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

登録(車両)番号	<input type="text"/>
<b>除 外</b>	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
和歌山県公安委員会	

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「除外」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「平成」、「年」、「月」、「日」及び「和歌山県公安委員会」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 用紙の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。

様式 2-19 自衛隊災害派遣要請

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

由 良 町 長 名

部 隊 等 の 派 遣 要 請 要 求 書

災害対策基本法第68条の2の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域
  - (2) 活動内容
- 4 その他



様式 2-20 自衛隊災害派遣部隊の撤収について（要請）

番 号  
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

由 良 町 長 名

部 隊 等 の 撤 収 要 請

○年○月○日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記のとおり要請いたします。

記

- 1 撤収日付
- 2 撤収を要請する理由

# 応援等要請のための連絡事項

第	報
年	月
日	時
分	分

（消防庁長官 又は 和歌山県知事）殿

由良町長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	年	月	日	時	分
災害発生場所	和歌山県日高郡由良町				
出動を希望する区域・活動内容					
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明	

応援等連絡日時	令和	年	月	日	時	分
必要とする応援隊 <small>必要とする隊に○をつける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。</small>	出動可能な全隊			特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊				N災害対応小隊	
	指揮隊				B災害対応小隊	
	消火小隊				C災害対応小隊	
	救助小隊				大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊			特殊 装 備 部 隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊				消防活動二輪小隊	
	航空小隊				震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊				水難救助小隊	
				その他（ ）		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)						

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※ 応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

様式 2 - 22 医療機関一覧

○和歌山県災害拠点病院

(その1)

区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
総合	和歌山	和歌山県立 医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	糖内分代内、消内、 呼内・腫内、循内、 腎内(透)、血内、 神内、リウ・膠、小、 神精、心血外、 呼外・乳外、 消・内分・小外、脳外、 整、形外、泌、 産・婦、眼、耳、皮、 歯外、放、リハ、 救急、麻、病診	(TEL)073-447-2300 (衛星携帯) 080-2501-7052 (FAX)073-441-0713
総合	和歌山	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目20	循内、消内、 糖内分内、血内、 外、乳外、小外、眼、 耳、産婦、小、泌、 腎内、皮、整、歯外、 放治、放診、脳外、 麻、呼内、心血外、 リハ、神内、精、 形外、呼外、心内、 リウ、漢内、感内、 救急、病診	(TEL)073-422-4171 (衛星携帯) 090-7355-2418 090-8829-1228 (FAX)073-427-2344
地域	和歌山	独立行政法人 労働者健康安全機構 和歌山ろうさい病院	和歌山市木ノ本 93-1	内、神内、呼内、 消内、循内、小、外、 整、脳外、皮、泌、 産婦、眼、耳、放、 麻、リハ、呼外、 血内、救急、病診	(TEL)073-451-3181 (衛星携帯) 080-8510-5306 080-8307-1320 (FAX)073-452-7171
地域	那賀	公立那賀病院	紀の川市打田1282	内、循内、呼内、外、 呼外、脳外、整、 リハ、小、産婦、泌、 眼、耳、皮、麻、放、 リウ、乳外、精、 神内、臨腫、腎内、 病診、救急、胸外、 血内、臨検	(TEL)0736-77-2019 (衛星携帯) 080-2542-0286 090-4304-2445 (FAX)0736-77-4659
地域	橋本	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	整、小、耳、内、 呼内、循内、外、 心血外、脳外、泌、 放、乳外、歯外、 産婦、眼、麻、皮、 呼外、リハ、病診、 消内、代内、腫内、 救急、血内	(TEL)0736-37-1200 (衛星携帯) 090-7764-9984 (FAX)0736-37-1880
地域	有田	有田市立病院	有田市宮崎町6	内、循、外、整、 産婦、小、眼、耳、 皮、泌、脳外、麻	(TEL)0737-82-2151 (衛星携帯) 870-776712790 090-8887-9030 (FAX)0737-82-5154

(その2)

区分	医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
地域	御坊	ひだか病院	御坊市菌116-2	内、小、精、外、 脳外、整、産婦、泌、 耳、眼、皮、放、麻、 循内、歯外、形外、 リハ、救急	(TEL)0738-22-1111 (衛星携帯) 080-2522-3590 870-772581475 (FAX)0738-22-7140
地域	田辺	紀南病院	田辺市新庄町 46-70	内、呼、消、循、小、 外、整、脳外、呼外、 心血外、小外、皮、 泌、産婦、眼、耳、 リハ、放、麻、神内、 形外、歯外、病診	(TEL)0739-22-5000 (衛星携帯) 080-2535-2210 080-8305-2476 (FAX)0739-26-0925
地域	田辺	独立行政法人 国立病院機構 南和歌山医療センター	田辺市たきない町 27-1	内、外、小、眼、耳、 産婦、消、循、呼、 整、脳外、胸・心血外、 皮、泌、精、リハ、 放、麻、歯外、救急、 腫内、呼外、乳外、 病診、形外	(TEL)0739-26-7050 (衛星携帯) 090-8791-3265 080-8525-0204 (FAX)0739-24-2055
地域	新宮	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	内、循内、神内、 外・肛、脳外、整、小、 歯外、産婦、眼、泌、 耳、形外、皮、呼外、 心血外、リハ、放、 麻	(TEL)0735-31-3333 (衛星携帯) 881-623412187 090-7492-6220 (FAX)0735-31-3337

注) 区分における「総合」は和歌山県総合災害医療センター、「地域」は地域災害医療センターである。  
出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和元年度修正版）

## ○和歌山県災害支援病院

(その1)

医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
和歌山	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁 45	内、消内、糖代内、循内、 外、整、脳外、心血外、 皮、眼、耳、放、リハ、 麻、泌、透内	(TEL)073-424-5185 (衛星携帯) 080-2457-7069 (FAX)073-425-6485
和歌山	海南医療センター	海南市日方1522-1	内、外、整、小、泌、婦、 眼、耳、皮、麻、リハ、 放、病診、臨検	(TEL)073-482-4521 (衛星携帯) 870-776741813 (FAX)073-482-9551
和歌山	国保野上厚生総合病院	海草郡紀美野町 小畑198	内、外、整、精、産婦、 眼、リハ、耳、泌、脳外、 神内、小、呼内、消内、 循内、消外、肛外	(TEL)073-489-2178 (衛星携帯) 080-8533-0132 (FAX)073-489-5639

(その2)

医療圏	医療機関名	住所	標榜診療科目	電話等
那 賀	貴志川リハビリテーション病院	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	整、脳外、内、リハ、外、放、麻、救急、循内、呼内	(TEL)0736-64-0061 (衛星携帯) 080-2540-8007 (FAX)0736-64-0063
橋 本	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	内、小、外、整、脳外、眼、神内、麻、循内、リハ	(TEL)0736-22-0066 (衛星携帯) 080-8305-6444 (FAX)0736-22-2579
橋 本	医療法人南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	内、外、整、脳外、皮、神内、泌、放、リハ、麻、消内、循内、呼内、糖代内、鏡内、透内、消外、乳外、疼緩内、精	(TEL)0736-33-5000 (衛星携帯) 080-8527-6057 (FAX)0738-33-5100
有 田	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川52-6	内、外、消、整、眼、耳、リハ、循、心血外、皮、泌、脳外、放	(TEL)0737-63-5561 (衛星携帯) 870-776736014 870-776712790 (FAX)0737-62-3420
御 坊	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	内、呼内、循内、呼外、心血外、脳神内、放、外、小、リハ、歯	(TEL)0738-22-3256 (衛星携帯) 090-7489-7855 (FAX)0738-23-3104
御 坊	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	内、外、呼内、循内、糖内、血外、腎内(透)、消内、消外、麻、形外、乳外、肛外、整、脳外、リウ、小、小アレ、リハ、放、泌、歯、歯外、小歯、矯歯	(TEL)0738-22-2188 (衛星携帯) 870-776321519 (FAX)0738-22-2120
田 辺	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	内、外、整、小、婦、泌、循、呼、消、皮、眼、耳、脳外、神内、心内、リウ、アレ、リハ、麻、乳外	(TEL)0739-43-6200 (衛星携帯) 080-8333-1876 080-8518-7302 (FAX)0739-43-7891
田 辺	国保すさみ病院	西牟婁郡すさみ町周参見2380	内、外、リハ	(TEL)0739-55-2065 (衛星携帯) 080-2488-7470 (FAX)0739-55-2225
新 宮	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	内、外、整リハ、産婦、小、眼、耳、泌、脳外	(TEL)0735-62-7111 (衛星携帯) 080-2530-6475 (FAX)0735-67-7200
新 宮	那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満1185-4	内、整、リハ、眼、循内、糖内、小	(TEL)0735-52-1055 (衛星携帯) 080-8306-5258 (FAX)0735-52-3853

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和元年度修正版）

○和歌山県救急告示医療機関

地 区	医療機関名	住所	電話番号	病床数
湯 浅	有田市立病院	有田市宮崎町6	0737-82-2151	157
	桜ヶ丘病院	有田市箕島904	0737-83-0078	99
	済生会有田病院	有田郡湯浅町吉川52-6	0737-63-5561	184
	有田南病院	有田郡有田川町小島15	0737-52-3730	71
	西岡病院	有田郡有田川町小島278-1	0737-52-6188	120
御 坊	北出病院	御坊市湯川町財部728-4	0738-22-2188	182
	ひだか病院	御坊市菌116-2	0738-22-1111	400
	整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原454	0738-22-3352	100
	独立行政法人 国立病院機構 和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	0738-22-3256	310

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和元年度修正版）

○透析可能な医療機関

病 院 名	所在地	電 話
桜ヶ丘病院（救急告示）	有田市箕島904	0737-83-0078
ひだか病院（救急告示）	御坊市藪116-2	0738-22-1111
北出病院（救急告示）	御坊市湯川町財部728-4	0738-22-2188
紀伊クリニック	御坊市湯川町小松原615-1	0738-24-2222
中紀クリニック	御坊市藤田町吉田324	0738-22-8777

○地区医師会所在地、連絡先

医 師 会 名	住 所	電 話 ・ F A X
日 高 医 師 会	〒644-0002 御坊市藪290-4	(電話)0738-22-3144 (FAX)0738-23-5472

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和元年度修正版）

様式 2-23 避難所一覽集計用紙

避難所一覽集計用紙

由良町

月 日 時 現在

避難所名	職員参集状況(人)				避難者状況(人)						被害状況				備考				
	派遣職員	参集職員	避難所施設		避難者の合計	性別		傷病者	小計	乳幼児	児童	高齢者	小計	その他※1		避難所施設※2	ライフライン状況※3		
			管理者	他職員		男	女										水道	電気	ガス
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			

注 ※1 障害者数、妊産婦数、外国人数など、災害時の行動にハンデを負う人を状況に応じて記載する

※2 ×：重大な被害あり、△：一部被害あり、○：被害なし

※3 ×：使用不能、○：使用可能



様式 2-24 避難者名簿

避 難 者 名 簿

由 良 町

< 月 日 時現在 >

整理番号 -

避 難 所 名						
避 難 者 氏 名	年 齢	性 別	住 所	避 難 日 時	退 所 日 時	備 考
1		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
2		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
3		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
4		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
5		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
6		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
7		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
8		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
9		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他
10		男 女		月 日 時 分	月 日 時 分	乳幼・児・高 障・その他

(注) 乳幼：0才～小学校入学未満、児：小学生、高：65才以上の高齢者、  
障：障害者、その他：その他の要配慮者

様式 2-25 避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）

避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）

由良町

整理番号 -

■避難所名		■開設・閉鎖日時 月 日 時 分		
■避難所派遣職員名		■報告日時 月 日 時 分現在		
■避難者状況（実人数）				
[避難者合計]		人（男	人 女	人）
内 訳	負傷者	人（重傷者 人 軽傷者 人）		
	幼少・高齢者	人（乳幼児 人 児童 人 高齢者 人）		
	障害者	人		
	その他	人		
応急物資の状況				
[毛布]				
[食料]				
[飲料水]				
[生活用品]				
■これまでの活動状況				
■今後の活動予定				
■その他の状況				
[施設の被害状況]				
[ライフラインの被害状況]				
[職員の参集状況]				

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <span style="display: block; text-align: right;">(一部損壊)</span>

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
罹災証明書の 使用目的	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

由良町長

様式 2-27 罹災台帳

罹 災 台 帳

由 良 町

年 月 日 罹災分

番 号	住 所	氏 名	提 出 先	枚 数	摘 要

様式 3-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(その1)  
(令和2年2月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330 円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり平均5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

(その2)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な修理を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 「半壊・大規模半壊」 1世帯当たり 595,000円以内 「準半壊」 1世帯当たり 300,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

(その4)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗淨、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検 案 救護班以外は慣行料金案	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 21,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、臨床工学技士 14,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,300円以内 土木技術、建築技術者 15,800円以内 大工 21,300円以内 左官 22,600円以内 とび職 23,400円以内 救急救命士 14,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

参照：災害救助法（平成31年度災害救助基準）



様式 3-2 救助実施記録日計票

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

市町村 由 良 町

責任者 班 名  
氏 名

印

No. \_\_\_\_ ( 年 月 日 時 分)

(担当者 氏 名

印)

員 数 ( 世 帯 )	
品 目 ( 数 量 ・ 金 額 )	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

様式 3-3 救助の種目別物資受払状況

救助の種目別物資受払状況

由良町

救助の種目別	年月日	品名	単位	受入先又は払出先	購入単価	受高		払高		残高		備考
						数量	金額	数量	金額	数量	金額	
	年月日				円		円		円			
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											
	年月日											

(注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。  
 ①避難所用、②炊出しその他の食品給与用、③給水用  
 機械器具、燃料及び浄水用薬品・資材、④被服・寝具等、  
 ⑤医薬品・衛生材料、⑥被災者救出用機械器具・燃料、  
 ⑦燃料及び消耗品

2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。  
 なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場  
 合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。  
 3 救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品  
 目ごとに使用状況を記入すること。

様式3-4 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

由良町

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況			実支出額	備考
					品名	単価	数量		
		月 日～ 月 日				円			
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
		月 日～ 月 日							
小計	既存建物	箇所	人	人			円		
合計	屋外仮設	箇所							
	テント	箇所							

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、テントの別に記載すること。  
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。  
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。  
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 3-5 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

由良町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族人員	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	美支出額	備考
		人			m <sup>2</sup>		月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
							月日	月日	月日	円	
小計	世帯									円	
合計										円	

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。  
 2 「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めて人員を記入すること。  
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。  
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。  
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。  
 7 「小計・合計」欄は、該当しないものは二重線で消すこと。

様式 3-6 炊出し給与状況

炊出し給与状況

由良町

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考	
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
内容 単価 数量										円		
											円	
												円
内容 単価 数量										円		
											円	
												円
内容 単価 数量										円		
											円	
												円
小 計										円		
合 計												

(注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式3-7 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

由良町

供給月日	対象 人員	給水用機械器具						実支出額	備考
		借上		修繕		燃料費			
		名称	数量	所有者住所・氏名	金額		修繕月日		
月日	人				円	月日		円	
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
月日						月日			
小計 合計	人				円			円	

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有無、無償の別を問わず作成するものとし、  
有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。  
2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。  
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式3-8 物資の給与状況

物資の給与状況

由良町

住家被害程度区分	世帯主住所・氏名	基礎となった世帯構成人員 人	給与月日	給与物資							実支出額 円	備考	
				品名	単価	数量	数量	数量	数量	数量			数量
			月日										
			月日										
			月日										
			月日										
			月日										
			月日										
			月日										
			月日										
			月日										
小計	全壊(焼)・流失		/										
	半壊(焼)		/										
合計	床上浸水		/										
	計		/										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

印

(注) 1 「住家被害程度区分」欄に、全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。

2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。

3 「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 3-9 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

由 良 町

救護班名： \_\_\_\_\_ 救護班 班長：医師 氏名 \_\_\_\_\_

月 日	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修繕費	備 考
月 日	人		体	円	
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
計	人		体	円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。



様式 3-10 病院等医療実施状況

病院等医療実施状況

由良町

診療機関名	患者氏名	患者住所	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考	
					入院日数	通院日数	入院	通院			
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
			月 日～月 日			日	日	点	点	円	
小計						日	日	点	点	円	
合計						日	日	点	点	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 3-11 助産台帳

助産台帳

由良町

分 べ ん 者 住 所 ・ 氏 名	分 べ ん 日 時	助産機関名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日		
			月 日 月 日		
			月 日 月 日		
			月 日 月 日		
			月 日 月 日		
			月 日 月 日		
			月 日 月 日		
			月 日 月 日		
小 計 合 計	人			円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

## 様式 3-12 和歌山県（統一様式）トリアージタグ

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて患者を識別し、その上で適切な処置や搬送を行うことを意味し、その際に用いる（患者につける）タグ（識別票）をトリアージ・タグという。

また、トリアージ・タグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能なものであり、県の緊急医療システムの「広域災害・緊急医療情報システム」の情報項目の「既受入患者数」の的確な把握においても、同タグの活用が期待できる。

一方、トリアージ・タグは、様々な様式・形式のものが使用されており、阪神・淡路大震災時の経験から複数の機関が参集する大規模災害に備えて、標準化を図るべきという指摘も多いことから、下記のとおり和歌山県（統一様式）トリアージ・タグを定めるものとする。

### 1 タグの形式及び寸法

23.2 cm（縦）×11.0 cm（横）の3枚複写とし、1枚目は『災害現場用』、2枚目は『搬送機関用』とし、本体（3枚目）は『収容医療機関用』とする。

### 2 タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色とする。

### 3 トリアージの原則及び分類

原則は、救命不可能な傷病者に時間をとりすぎること、治療不要の軽傷患者を除外することにある。生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。

トリアージのプロトコールを表示すると以下のとおりである。

優先度	色別	疾病状況	診断
第一順位	赤	生命、四肢の危機的状況	呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンドローム、ショックなど
第二順位	黄	数時間処置を遅らせても悪化しない程度	中等熱傷、四肢長管骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者
第三順位	緑	軽傷外傷、通院治療が可能	打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など
第四順位	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

1～3枚目（表面）

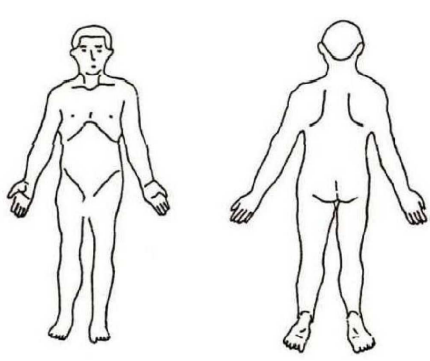
3枚目裏面（収容医療機関用）

※モギリ部分は3枚目のみ

○		和歌山県	
(災害現場用)			
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			
0 (黒)			
I (赤)			
II (黄)			
III (緑)			

○

特記事項



0 (黒)

I (赤)

II (黄)

III (緑)

23.2cm

11.0cm

出典：和歌山県地域防災計画資料編（令和元年度修正）



様式 3-14 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

由良町

世帯主 住所・氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			月 日	円	
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
			月 日		
小計	世帯			円	
合計					

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式3-15 生業資金貸付台帳

生業資金貸付台帳

由良町

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	考 備
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
						年 月 日 まで	円	
						年 月 日 まで		
						年 月 日 まで		
						年 月 日 まで		
						年 月 日 まで		
						年 月 日 まで		
						年 月 日 まで		
						年 月 日 まで		
						年 月 日 まで		
小 計							円	
合 計								

(注) 1 「事業計画概要」欄は、生業を営むための具体的な計画を記入すること。 3 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。  
 2 「貸与期間」欄は、「〇年〇月〇日まで〇年〇月間」を記入すること。 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 3-16 学用品の給与状況

学用品の給与状況

由良町

学 校 名	学 年	児 童 (生徒) 氏 名	親 権 者 氏 名	給与月日	給 与 品 の 内 訳										実支出額	備 考		
					教 科 書					学 用 品								
					教科	単価	品名	単価	数量	品名	単価	品名	単価	数量				
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
				月 日													円	
小計	小学校	校	人														円	
合計	中学校	校	人														円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 (学校長) 氏名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童 (生徒) に対して最後に給与した月日を記入する。  
 2 「給与品の内訳」欄には、教科又は品名、単価、数量を記入すること。  
 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。



様式 3-17 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

由 良 町

処 理 年月日	遺体発見 日 時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗 淨 等 の 処 理				遺体の時 一 保存料	検案料	実支出額	備考
				住所・氏名	死亡者との関係	品名	単価	数量	金額				
年月日	月 日 時					円				円	円		
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
年月日	月 日 時												
小計			人							円	円	円	
合計													

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 3-18 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

由良町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢		死亡者との関係	住所・氏名	棺(付属品を含む。)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
年月日	年月日						円	円	円	円	
年月日	年月日						(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年月日	年月日						円	円	円	円	
年月日	年月日						(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年月日	年月日						円	円	円	円	
年月日	年月日						(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年月日	年月日						円	円	円	円	
年月日	年月日						(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
年月日	年月日						円	円	円	円	
年月日	年月日						(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	
小計							円	円	円	円	
合計							(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	(現物給与) 有・無	(支給額) 有・無	

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。  
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 3-19 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

由 良 町

住家被害 程度区分	世 帯 主 住 所・氏 名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概要	備 考
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
		月 日 月 日			
小 計	半壊 世帯				
合 計	半焼 世帯		円		
	床上浸水 世帯				

- (注) 1 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。  
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 3-20 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

由 良 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		修繕			燃料費	実支出額	備考		
			使用車両等 種類	金額	故障車両等 名称番号	所有者 住所・氏名	修繕月日				修繕費	故障の概要
月 日				円				円	円			
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
小計				円				円	円			
合計				台				円	円			

(注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の主類別)を記入すること。  
 2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。  
 3 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障も原因及び故障箇所を記入すること。  
 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式 4 - 1 防疫関係被害状況報告

防 疫 関 係 被 害 状 況 報 告 書

受信者氏名		受信日時	年 月 日 時 分
送信者名		所属部局	

第 報

市町村名		発 生 年 月 日	年 月 日	月 日 時現在の状況	災害の 原 因	
------	--	--------------	-------	------------	------------	--

1. 被害の概要、発生患者数等

全戸数	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	計	被害率	災適 害用 救の 助有 法無	発生患者数					備 考
									患者	疑似	保菌者	計	死者	

2. 伝染病予防法施行令第8条第4号によるそ族昆虫駆除に関する地域指定の要否。

3. 伝染病予防法施行令第27条による代執行の必要の有無。

(記載上の注意事項)

1) 「全戸数」欄には当該市町村内における住家の総数を記載すること。この場合の住家とは現実にその建物を居住するために使用しているものをいい、必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば、炊事場、浴場または便所などが別棟であったり離れ座敷が別棟であるような場合、これら生活に必要な部分の棟数は合して1戸とする。

なお社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。たとえば一般に非住家と取り扱われる土蔵、小屋などであっても現実に住家として人が居住しているときは住家とする。

2) 「全壊」「流失」とは建物の延面積の7割以上を損壊または流失したもの、ならびに損壊または流失の程度がそれに満たないが残存部分に補修を加えてもなお再び使用することができない程度のもをいう。

3) 「半壊」とは建物の損壊の程度が全壊のそれには満たないが建物の延面積の2割程度以上に達したものをいう。たとえば建物の延面積の2割以上が損壊または流失あるいは建物の傾斜など建物全般にわたる被害がきわめて大きいが大修繕によって復旧可能なものをいい、軒先の破損、屋根瓦の飛散、壁の脱落その他局所的な被害を受けたものは半壊とはいわない。

4) 「床上浸水」とは、被害の程度が半壊以上にいたらないが、浸水が建物の床上に達した場合のものをいう。

5) 「床下浸水」とは、浸水家屋のうち、前記各号以外のものをいう。

様式 4 - 2 防疫活動状況報告

防疫活動状況報告

報告機関名 \_\_\_\_\_

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
月 日	区 分	法定伝染病発生数 (病類)				前年同期法定伝染病発生数 (病類)				防疫活動をしている市町村数 (応援を除く)	防疫活動をしている保健所数 (応援を含む)	保健所職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	本庁職員(雇上職員を含む)の防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	ねずみ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考	
		真症	疑似	保菌者	死者	真症	疑似	保菌者	死者															
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
計	週間																							
	累計																							

報告に際しての注意事項

- 「1 法定伝染病発生数」とは罹災市町村における法定伝染病発生数をいい、病類別に報告すること。
- 「2 前年同期法定伝染病発生数」とは「1 法定伝染病発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- 「7 清潔方法を行った戸数」「8 消毒方法を行った戸数」および「9 ねずみ族昆虫駆除を行った戸数」とは、伝染病予防法の規定により、市町村が実施したものをいう。
- 「16 備考」には臨時隔離病舎設置数、同収容患者数および代による実施戸数(清潔方法、消毒方法、ねずみ族昆虫駆除の別に再掲)その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- 防疫活動終了の時は、その旨を報告すること。
- 防疫活動状況報告の第1回分は、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。
- 市町村より保健所への報告では、3～5の記入は不要である

様式 4 - 3 災害防疫経費所要見込額

災害防疫経費所要見込額

(報告者所属氏名)  
(A) 防疫作業費

由良町 課 班 氏 名

(単位：千円)

事項	区分	所要見込額	見積の概要	事項	区分	所要見込額	見積の概要
1. 予防委員諸費	(1) 委員手当 (2) 委員旅費		延日数 実人員 "	9. 交通遮断隔離等諸費	(1) 交通遮断・隔離 (2) 生活補給費		実人員
2. 清潔、消毒方法諸費	(1) 清潔方法 (2) 消毒方法		実施戸数 主な作業の内容別見込額 実施戸数	10. 伝染病貧民患者及び死者諸費	(1) 生活補給費 (2) 死体消費費 (3) 埋火葬費		実人員 実施件数 "
3. 予防救治諸費	(1) 雇上費 (2) 旅費 (3) 物件委託費 (4) 診療費		実人員 延人員 薬品等の購入 借上費 輸送費	11. 鼠族昆虫駆除費			実施戸数 実施地域(村大字)
4. 伝染病院隔離病舎諸費	(1) 雇上費 (2) 患者諸費 (3) 管理費 建物修理費		収容実人員 食費 薬価収入	12. 家用水供給費			対象実人員 給水日数
5. 委託入院費			修理箇所 見積の積算基礎	13. 法第19条の手当金			支出科目別内訳
6. 臨時隔離病舎諸費	(1) 雇上費 (2) 患者諸費 (3) 管理費		収容実人員	14. 予防事務費			設備名 台数 理由
7. 消毒諸費	(1) 雇上費 (2) 斤費 (1) 特種勤務手当 (2) 療治料、祭料		収容実人員 薬価収入 消毒戸数 延日数 実人員	15. 設備整備費 合計			
8. 予防救治従事者手当等諸費							

(注) 食費、薬価の収入見込ある場合は該当の事項、区分における支出見込額より控除した額を所要見込額に計上すること。

(B) 伝染病院隔離病舎消毒所等災害復旧費  
施設名、設置主体、施設種類、設置年月日、病床数、建築構造、復旧費、被害内訳

## 様式 4 - 4 災害防疫完了報告書

# 災 害 防 疫 完 了 報 告 書

## 災 害 防 疫 完 了 報 告 書

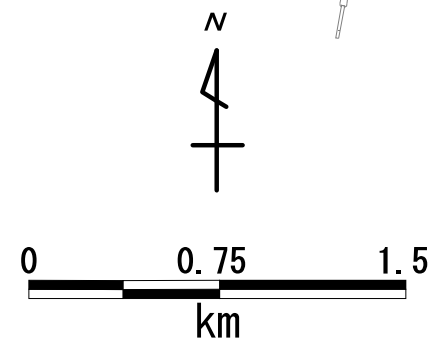
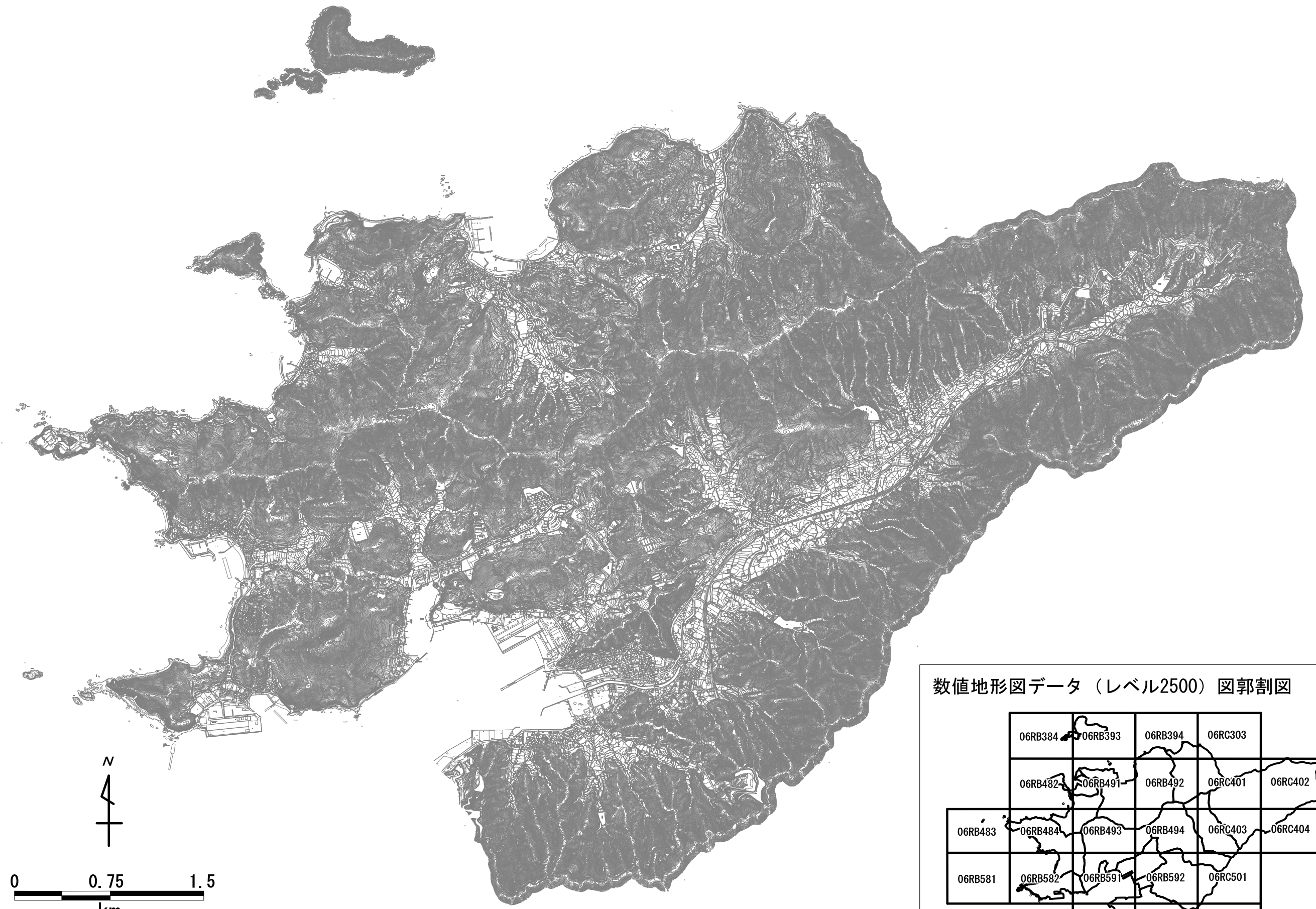
1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 被害の概要
4. とった措置の概要
  - (1) 災害防疫本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
  - (2) 災害防疫活動
    - 1) 予防宣伝
    - 2) 調査指導
    - 3) 検病調査
    - 4) 患者処理
    - 5) 飲料水の確保及び井戸水の消毒
    - 6) 消毒方法
    - 7) ねずみ族昆虫駆除
    - 8) 避難所の防疫指導
    - 9) し尿処理の指導
    - 10) 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
    - 11) その他特記すべき事項
5. 伝染病の発生状況
6. 予防接種の実施状況
7. 伝染病院隔離病舎消毒所の被害状況（別添のとおり）
8. 災害防疫所要額
  - (1) 防疫作業費
    - ア) 都道府県（保健所）事業分
    - イ) 市町村事業分
  - (2) 伝染病院隔離病舎等災害復旧費



様式 4 - 5 防疫作業日誌

防 疫 作 業 日 誌

作業の種類	作業量	作業員数	実施地域	実施期日



S=1:30,000

